

本市におけるOB職員の外郭団体役員への任用について

本市において部長級程度の職員が定年退職した後に、外郭団体等の実務的な長に就いている場合があります。これは現職中に培った幅広い経験及び知識を生かすべく、必要に応じて当該団体が理事会等の議を経て選任しているものです。

なお、退職金は支払われていません。

本市の外郭団体等に部長級以上であった職員が報酬を得て再就職しているケース

団体名	現役職	旧役職	着任時期
社会福祉法人 川西市社会福祉事業団	常務理事	部長	H19.4～
社会福祉法人 川西市社会福祉協議会	常務理事	部長	H19.4～
社団法人 川西市シルバー人材センター	理事長	部長	H19.4～
財団法人 川西市体育・スポーツ振興事業団	常務理事	理事	H19.4～
財団法人 川西市文化財団		なし	
川西市都市整備公社		なし	
川西市土地開発公社	常務理事	部長	H16.4～
川西都市開発株式会社	取締役社長	収入役	H19.1～
株式会社パルティ川西	代表取締役社長	部長	H14.4～
	常務	水道事業管理者	H19.4～
川西能勢口振興開発株式会社		なし	